

1992年2月8日

日本税理士会連合会  
会長 片岡輝昭殿

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
代々木リビン303号

全国青年税理士連盟  
会長 粕谷幸男



会員事務所における還付申告無料税務相談に関する要望書

時下、貴会におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当連盟の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、関東信越税理士会では現在、確定申告期の税務援助活動の一環として、従来からの派遣方式とは別の新たな試みとして、会員事務所における還付申告無料税務相談の実施を予定しております。この会員事務所における還付申告無料税務相談の実施に関しては、申告納税制度の発展に貢献すべきである税務援助本来のあり方から多くの問題があるばかりか、会員相互間の十分な同意が得られておらず、さらには納税者との無用なトラブルを起こしかねないことが予想されます。

当連盟では、申告納税制度の発展そして国民のための税理士制度の確立を目指す立場からその問題点を指摘するとともに、関東信越税理士会に対し会員事務所における還付申告無料税務相談の実施を取り止めさせることをはたらきかけるよう貴会に要望いたします。

記

- 1 本来、税務援助は、税務の専門家である税理士が社会的使命に基づき、かつ、自主性をもって申告納税制度の発展への貢献という基本的理念に基づいて実施されるべきものである。すなわち、税理士による税務援助は、税理士に経済的理由により依頼出来ない納税者のうち税理士の援助を欲する者に対して、その納税者の申告納税権を守るという観点から適切な援助を行なうことにある。その意義は、それだけ

にとどまらず、国民の租税への関心を高め、申告納税制度の発展を促すという大きな意味を持っている。したがって、税務援助は単なる社会奉仕としてではなく長期的展望にたち税理士の社会への貢献という観点から議論されなければならない。

しかしながら、現在の税務援助の実情はどうであろうか。たとえば、税務援助の実施の範囲については、各税理士会で決められているが、還付申告の税務相談について、「経済的理由により税理士に依頼出来ない納税者には該当しない」との理由で、税務援助の範囲に含まれないとの考えもあり、その範囲についての考え方も全国的に一致をみていない。税理士がどの税理士会へ所属するかは任意としても、税理士は国家的資格であり税務援助の対応に大きなばらつきがあってはならない。

- 2 今回、関東信越税理士会で実施が予定されている会員事務所における還付申告無料税務相談については、高齢となった税理士の税務援助業務への体力的時間的負担の軽減を図るということも制度化されるに至った理由の一つであると聞いている。そのため、実施に当たって税理士の補助者が税務相談にたずさわることと予想される。この会員事務所における還付申告無料税務相談が仮に税務援助としても、税理士の社会的使命に照らし、税理士自らがたずさわるのでなければ、自らその社会的使命を放棄することになる。また、このことをチェックするシステムの保証もない。保証なき制度は、自らの使命を形骸化させるだけであり実施すべきではない。
- 3 税理士の職業は、納税者の依頼に対して報酬を求めることにより成り立っている。その経済的主体となる場所は税理士事務所である。その税理士事務所が無料税務相談の会場になることは、税理士事務所の経済的あり方からみて自己矛盾をはらんでいる。さらに、有料依頼者へ提供するサービスとの質的差異は不明確化し、結果的に有料依頼者の税理士に対する信頼を損なうことになる。
- 4 会員事務所における還付申告無料税務相談の実施は、とりわけ会員である税理士の献身的な協力が不可欠となるが、そのための会員相互間の十分な合意と理解が形成されていない。

1992年2月8日

関東信越税理士会  
会 長 平田公敏殿

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

全国青年税理士連盟

会 長 粕谷幸男

TEL 03-3354-4162

### 会員事務所における還付申告無料相談に関する質問書

時下、貴会におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当連盟の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、貴会では現在、確定申告期の税務援助活動の一環として、従来からの派遣方式とは別の新たな試みとして、会員事務所における還付申告無料税務相談の実施を予定されておりますが、この会員事務所における還付申告無料税務相談の実施に関して下記のとおり質問いたします。

なお、2月20日迄にご回答下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1 税理士による税務援助は、税理士に経済的理由により依頼出来ない納税者のうち税理士の援助を欲する者に対して、その納税者の申告権を守るという観点から適切な援助を行なうことにありますが、その意義はそれだけにとどまらず、国民の租税への関心を高め、さらに申告納税制度の発展を促すという面においても大きな意味があると考えられます。

ところで、①貴会ではどのような基本理念に基づき税務援助を実施されているのでしょうか。また、②今回実施を予定している会員事務所における還付申告無料税務相談を、税務援助活動の中でどのように位置づけているのでしょうか。

2 会員事務所における還付申告無料相談の性格上、無料相談に訪れる納税者への対応を優先させざるを得ないと考えられますが、税理士事務所の繁忙期でもあり自らの関与先への対応に追われるあまり無料相談に訪れる納税者に対するきめ細かな対応は困難であるばかりか、会員に代わり事務所職員による税務相談も予想されることから納税者との無用のトラブルが発生する危険性も指摘されています。

①無料相談に訪れた納税者との間に生じたトラブルについて具体的にどのように対応されるのでしょうか。また、②税理士自らが税務相談にたずさわるのでなければ税理士としての社会的使命をはたしていないと考えられますが、この点はいかがでしょうか。

3 税理士の職業は、納税者の依頼に対して報酬を求めることにより成り立っています。そして、その経済的主体となる場所はいうまでもなく税理士事務所です。

ところで、①税理士事務所を無料税務相談の会場とすることは税理士事務所の経済的あり方からみて自己矛盾をはらんでいると考えられますがいかがでしょうか。また、②有料依頼者に提供するサービスとの質的差異は不明確なものとなり、結果的に有料依頼者の税理士に対する信頼を損なうことになるのではないかと考えられますがいかがでしょうか。

4 会員事務所における還付申告無料税務相談を実施するには、会員相互間の合意と理解が不可欠であることはいうまでもありません。今回の実施に当たり、①会員相互間の合意の形成が行なわれているのでしょうか。また、②その主旨を会員が理解してのことなのでしょうか。

以 上